

蓮田市と蓮田・白岡地方ユネスコ協会との 連携と協力に関する協定書

蓮田市（以下「甲」という。）と蓮田・白岡地方ユネスコ協会（以下「乙」という。）は、ユネスコ憲章理念のもと、平和活動と教育に関する各種活動と困難を抱えるこどもに対する支援と連携、協力に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が密接な相互連携を通して、平和活動と教育に関する各種活動と困難を抱えるこどもに対する支援に取り組むことにより、地域社会の向上と蓮田市の社会的課題の解決を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項のうち合意したものについて連携し、協力する。

（1）平和活動と教育に関する各種活動

（2）困難を抱えるこどもに対する支援活動

2 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、協議の上、連携して取り組むものとする。

3 甲及び乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期限）

第3条 本協定の有効期限は、締結日から令和7年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期限の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、本協定に基づく連携に関し相手方から受領した情報（受領の方法又は形式を問わず、以下「秘密情報」という。）について、本協定の期間中はもとより本協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでなく、また受領した当事者がすでに有していた情報、公知である又は公知となった情報、若しくは適法に第三者から入手した情報は秘密情報に含まれないものとする。

2 個人情報の授受は、原則として行わないものとし、やむを得ず個人情報を提供する場合がある場合は、甲又は乙は相手方に予め承諾を得た上で、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って当該個人情報の提供を行うものとし、相手方当事者は法令等に基づき当該個人情報を取り扱うものとする。

（協議）

第5条 本協定書に定めるもののほか、連携及び協力のその他の事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 本協定の改定若しくは廃止等が必要な場合又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方がそれぞれ署名の上、各々1通を保有する。

令和6年8月8日

甲 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
蓮田市
蓮田市長 山口京子

乙 埼玉県蓮田市西新宿3丁目55番地15
蓮田・白岡地方ユネスコ協会
会 長 田村 勝彦